

# 女優たちによる朗読 『夏の雲は忘れない』

2011

8

■女優たちによる朗読『夏の雲は忘れない』開催（関連記事 15 ページ参照）

吉岡  
満子



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

# 広報あみ

- 国保／平成 23 年度国民健康保険税 … 2
- 手続きをお忘れなく児童扶養手当制度 … 6
- 納税は、安心・確実・便利な口座振替で！ … 8
- 本郷地区町界町名地番整理 … 9
- 平成 23 年度青少年相談員が決まりました …12
- まちのできごと …15

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL [ami@town.ami.lg.jp](mailto:ami@town.ami.lg.jp)

平成 23 年度

# 国民健康保険税

● 税率は据え置き

● 賦課限度額が変わりました

医療保険分: 50 万円 → 51 万円  
 後期高齢者支援金分: 13 万円 → 14 万円  
 介護保険分: 10 万円 → 12 万円

# 国保

お問い合わせは…  
 国保年金課国保係

☎888-1111 (131 ~ 133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保税

||

医療保険分  
 すべての  
 国保加入者

+

後期高齢者支援金分  
 すべての  
 国保加入者

+

介護保険分  
 40 歳以上 65 歳未  
 満の国保加入者

## 国保を支える国保税

国保税は、国保収入の 3 分の 1 以上を占める国保制度運営の柱です。

国保加入者の皆さんが納付した国保税は、国の補助金などとともに国保加入者の医療費やさまざまな国保の給付に使われています。

## 国保税は平等に負担

国保は加入者一人ひとりが平等に国保税を負担することで、公平な医療が受けられる制度です。国保税を払わない人がいると、ほかの加入者との公平を欠くばかりか、国保制度そのものが成り立たなくなってしまう。

国保税は納期までに確実に納付しましょう。

## 国保税の決め方

● 医療保険分  
 その年の年間の医療費の推

計から、国保加入者が医療機関に支払う一部負担金や、国などからの補助金を差し引いた残りが保険税の総額です。

## ● 後期高齢者支援金分

その年に納める後期高齢者支援金から国の補助金などを除いた残りが保険税の総額です。

## ● 介護保険分

その年に納める介護納付金から国の補助金などを除いた残りが保険税の総額です。

## 国保税率は据え置き

- ▽ 所得割 4・5%
- ▽ 資産割 20%
- ▽ 均等割 230000円
- ▽ 均等割 260000円
- 後期高齢者支援金分
- ▽ 所得割 2・7%
- ▽ 資産割 15%
- ▽ 均等割 20000円
- ▽ 均等割 30000円

## ● 介護保険分

- ▽ 所得割 1・2%
- ▽ 均等割 100000円

## 『均等割』『平等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』『平等割』の軽減制度（前年中の所得に同じ 7・5・2 割いずれかの適用。申請不要）があります。この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります（収入のない人や被扶養者を含む）。

## ● 特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇止めなどによる離職をされた人（雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』）は、国保税が軽減される場合があります。この軽減を受けるためには申請が必要です。詳しくは『広報あみ』6 月号通常版をご覧ください。  
 ● 申請に必要なもの：▼ 雇用保険受給資格者証 ▼ 印鑑

## 国保税の納め方

### ● 特別徴収

65 歳から 74 歳までの世帯主で、次の ①～③ のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより保険税を納めることとなります。

① 世帯主が国保の被保険者であること

② 世帯内の国保の被保険者の人全員が 65 歳以上 74 歳未満であること

③ 特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の 2 分の 1 を超えないこと

※ 年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります

※ 国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

### ● 普通徴収

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくこととなります。

- 平成 23 年度国民健康保険税算定例●
- モデル：国民健康保険に加入する夫（45）・妻（43）・子ども（17）の 3 人家族
- 平成 22 年中の所得額
 

}	夫 …… 3,000,000 円
	妻 …… 500,000 円
	子ども …… 0 円
- 平成 23 年度の固定資産税額 …… 100,000 円
- 40 歳～64 歳は介護保険分を合わせて納付（夫と妻が加入）



	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	夫 3,000,000 円－基礎控除 330,000 円＝2,670,000 円 妻 500,000 円－基礎控除 330,000 円＝ 170,000 円 計 2,840,000 円＝所得割の計算対象		
	2,840,000 円× 4.5%＝ <b>127,800 円</b> (所得額の 4.5%で計算)	2,840,000 円× 2.7%＝ <b>76,680 円</b> (所得額の 2.7%で計算)	2,840,000 円× 1.2%＝ <b>34,080 円</b> (所得額の 1.2%で計算)
資産割	100,000 円× 20%＝ <b>20,000 円</b> (固定資産税額の 20%で計算)	100,000 円× 15%＝ <b>15,000 円</b> (固定資産税額の 15%で計算)	資産割の算定はありません
均等割	23,000 円× 3 人＝ <b>69,000 円</b> (一人当たり 23,000 円の定額)	2,000 円× 3 人＝ <b>6,000 円</b> (一人当たり 2,000 円の定額)	10,000 円× 2 人＝ <b>20,000 円</b> (一人当たり 10,000 円の定額)
平等割	<b>26,000 円</b> (一世帯当たり 26,000 円の定額)	<b>3,000 円</b> (一世帯当たり 3,000 円の定額)	平等割の算定はありません
算出額の計	所得割 <b>127,800 円</b>	所得割 <b>76,680 円</b>	所得割 <b>34,080 円</b>
	資産割 <b>20,000 円</b>	資産割 <b>15,000 円</b>	均等割 <b>20,000 円</b>
	均等割 <b>69,000 円</b>	均等割 <b>6,000 円</b>	平等割 <b>3,000 円</b>
	平等割 <b>26,000 円</b>	平等割 <b>3,000 円</b>	合計 <b>54,080 円</b>
	合計 <b>242,800 円</b>	合計 <b>100,680 円</b>	合計 <b>54,080 円</b>
100 円未満切り捨て ⇒ <b>242,800 円</b>	100 円未満切り捨て ⇒ <b>100,600 円</b>	100 円未満切り捨て ⇒ <b>54,000 円</b>	
※算出額が賦課限度額（51 万円）を超える世帯は 51 万円			※算出額が賦課限度額（12 万円）を超える世帯は 12 万円
計	年間国保税額＝ 242,800 + 100,600 + 54,000 = <b>397,400 円</b>		

※国保税は国保の被保険者が属する世帯の世帯主が納めます。納付する国保税は加入者分のみです  
 ※年度の途中で加入・脱退した場合の国保税は月割課税となります。ただし、賦課限度額を超える世帯においての一部加入・脱退の場合は、税額に変更がない場合もあります

### 平成 22 年分（平成 22 年 1 月～ 12 月）の所得申告

国保税は、加入者の前年中（1 月～ 12 月）の所得などから計算されます。世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の合計所得が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上ご家族の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。

健康管理のために、『特定健診』を毎年受けましょう。町と契約している医療機関で受診することもできます。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

お知らせします！

# 昨年度の 介護保険実施状況



社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)

▼表 1: 総人口と高齢者人口 (3月末現在)

項目	平成 22 年	平成 23 年	比較増減	
総人口	47,744 人	47,878 人	134 人	
高齢者人口	前期高齢者 (65 ~ 74 歳)	5,433 人	5,467 人	34 人
	後期高齢者 (75 歳以上)	4,151 人	4,341 人	190 人
	合計	9,584 人	9,808 人	224 人
	高齢者割合 (高齢化率)	20.1%	20.5%	0.4%

■ **高齢者人口の推移**  
高齢者の人口はここ数年増加傾向が顕著で、3月末現在 9808 人となり、総人口 (常住人口) に占める割合は 20.5% となっています (表 1 参照)。

■ **要介護認定状況**  
3月末現在、要支援または要介護の認定を受けている人は 1233 人です (表 2 参照)。このうち第 1 号被保険者

▼表 2: 要介護認定状況 (3月末現在)

要介護度	平成 22 年	平成 23 年	比較増減
要支援 1	86 人	90 人	4 人
要支援 2	148 人	145 人	△ 3 人
要介護 1	241 人	266 人	25 人
要介護 2	232 人	253 人	21 人
要介護 3	189 人	175 人	△ 14 人
要介護 4	162 人	170 人	8 人
要介護 5	117 人	134 人	17 人
合計	1,175 人	1,233 人	58 人

者 (65 歳以上の人) は 1180 人で、認定率は 12.0% となっております。認定者数も増加しています。

■ **介護サービス利用状況**  
3月のサービス利用状況では、表 2 の認定者 1233 人のうち 719 人が居宅サービス (表 3 参照)、93 人が地域密着型サービス (表 4 参照)、246 人が施設サービス (表 5 参照) を利用しています。このように、認定者数の増加以上にサービス別の利用者数が前年度を上回っています。また、施設種類別の利用者の内訳は表 6 のようになっています。

▼表 4: 地域密着型サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 22 年	平成 23 年	比較増減
要支援 2	1 人	2 人	1 人
要介護 1	21 人	29 人	8 人
要介護 2	22 人	29 人	7 人
要介護 3	24 人	12 人	△ 12 人
要介護 4	14 人	13 人	△ 1 人
要介護 5	6 人	8 人	2 人
合計	88 人	93 人	5 人

▼表 3: 居宅サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 22 年	平成 23 年	比較増減
要支援 1	58 人	67 人	9 人
要支援 2	111 人	116 人	5 人
要介護 1	154 人	177 人	23 人
要介護 2	168 人	170 人	2 人
要介護 3	87 人	82 人	△ 5 人
要介護 4	68 人	66 人	△ 2 人
要介護 5	33 人	41 人	8 人
合計	679 人	719 人	40 人

▼表 6: 施設種類別受給者数 (3月サービス分)

施設	平成 22 年	平成 23 年	比較増減
介護老人福祉施設 (特養)	84 人	93 人	9 人
介護老人福祉施設 (老健)	166 人	150 人	△ 16 人
介護療養型医療施設 (療養型)	2 人	3 人	1 人
合計	252 人	246 人	△ 6 人

▼表 5: 施設サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 22 年	平成 23 年	比較増減
要支援 1	0 人	0 人	± 0 人
要支援 2	0 人	0 人	± 0 人
要介護 1	20 人	24 人	4 人
要介護 2	34 人	34 人	± 0 人
要介護 3	64 人	66 人	2 人
要介護 4	74 人	55 人	△ 19 人
要介護 5	60 人	67 人	7 人
合計	252 人	246 人	△ 6 人

※入退所の重複等があるため、表 6 の「施設種類別入所者数」と合わない場合があります

# 地域で活躍する

# シルバークラブ



～シルバークラブの活動と設立を支援しています～

（シルバークラブの活動と設立を支援しています）

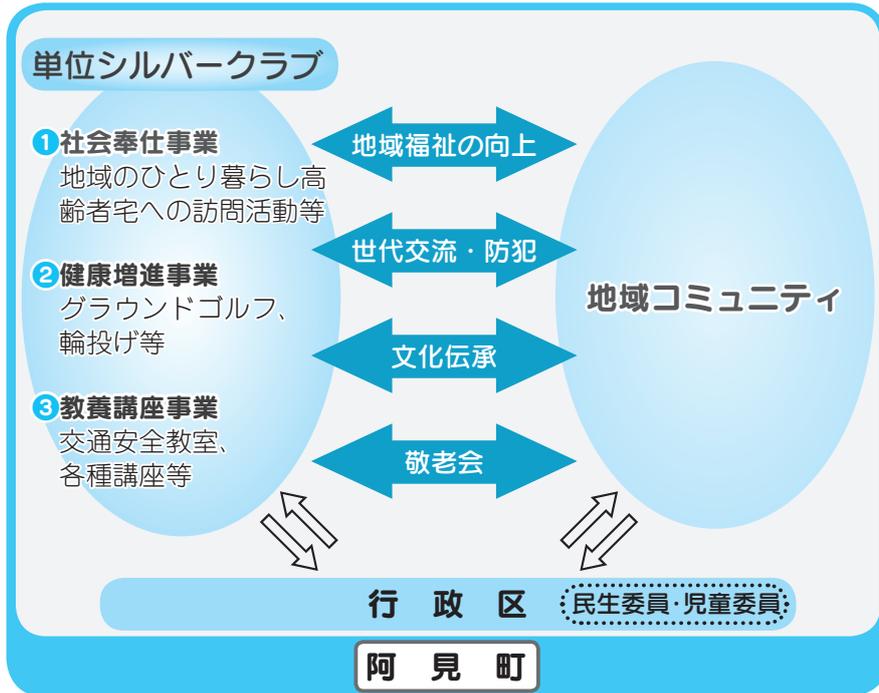
シルバークラブを作りませんか？

現在、町内では33のシルバークラブ、会員総数1441人の人たちがはつらつと活動しています。町では、行政区ごとに設立され活動している会員数20人以上の単位シルバークラブに対して、段階的に

補助金を交付することにより、シルバークラブの活動やクラブ設立の支援を行っています。

シルバークラブは、行政区を単位として組織され、『健康増進事業』『社会奉仕事業』『教養講座事業』の3つの柱を中心としながら、地域における高齢者の健康・生きがいづく

## ▼行政区における単位シルバークラブ活動



会員数	年間補助金額
20人以上 29人以下	30,000円
30人以上 49人以下	48,000円
50人以上	60,000円

**■町からの補助金**  
町シルバークラブ補助金交付要項の要件により、年度の途中からでも左記の補助金を受けることができます。

り・社会参加の促進を目的として活動している団体です。また、シルバークラブ活動を行うことで、医療費の抑制、高齢者の閉じこもり防止、災害時の助け合い時の円滑な連携等、地域福祉の向上を推進することにもつながります。このようなシルバークラブの活動は今後、急速に進む高齢社会において、互いに助け合い支え合う地域社会作りにおいて非常に重要な組織です。

シルバークラブへの参加方法等、わからないことは下記までお気軽にお問い合わせください。

グラウンドゴルフ大会が開催されました

5月25日(水)に町シルバークラブ連合会主催の第13回グラウンドゴルフ大会(24ホール・パー72)が、総合運動公園陸上競技場で行われました。当日は、各単位老人クラブから147人もの参加者がありました。入賞された皆さま、おめでとうございます。

**●男性の部**

▼優勝：柳生実(掛馬たちばな会) ▼準優勝：飯島和夫(掛馬たちばな会) ▼第3位：山崎伝一郎(掛馬たちばな会)

**●女性の部**

▼優勝：木鉛利子(上条福寿会) ▼準優勝：大井てる子(二区北日の出クラブ) ▼第3位：小松沢政子(追原老人クラブ)

シルバークラブに関する問い合わせ

●町シルバークラブ連合会(福祉センターまほろば内) ☎ 887-3969

●社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111(161)

手続きをお忘れなく

# 児童扶養手当制度

8月は現況届の提出時期です

児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

## 児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

手当額は、児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令が4月1日から施行され、0.4%引き下げられることとなりました。4月以降の手当額(平成23年の定期払い8月分以降)は右表のとおりとなります。

## ■手当額(月額)

対象児童	全部支給	一部支給
1人	41,550円	9,810円～41,540円
2人	46,550円	14,810円～46,540円
3人	49,550円	17,810円～49,540円

※4人目以降は1人につき3,000円ずつ加算

## 児童扶養手当の支給要件

### ■支給対象

次の①～⑤のいずれかに該当する児童(18歳の年度末まで。ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳まで)を監護している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育している人

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が法令で定める障害のある児童
- ④ 父または母が生死不明な児童
- ⑤ その他(父または母が1年以上遺棄している児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童など)

### ■所得制限

所得制限受給資格者、その配偶者または同居(住所地で世帯分離している世帯を含む)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年所得がそれぞれ右表の額以上のときは、手当の全部または一部の支給が制限されます。

### ▼所得制限限度額

扶養親族等	本人	扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
0人	全部支給: 190,000円 一部支給: 1,920,000円	2,360,000円
1人	全部支給: 570,000円 一部支給: 2,300,000円	2,740,000円
2人	全部支給: 950,000円 一部支給: 2,680,000円	3,120,000円
3人	全部支給: 1,330,000円 一部支給: 3,060,000円	3,500,000円
4人	全部支給: 1,710,000円 一部支給: 3,440,000円	3,880,000円
5人	全部支給: 2,090,000円 一部支給: 3,820,000円	4,260,000円

## 『児童扶養手当現況届』提出時期

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に、前年の所得と養育関係を確認する『児童扶養手当現況届』を提出することになっています。受給資格者には必要書類を送付しますので、下記期間に手続きをお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても8月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

▼期間: 8月8日(月)～22日(月) ※土・日を除く ▼時間: 午前8時30分～午後5時15分

▼場所: 児童福祉課窓口

# 子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

毎日暑い日が続いていますが、いかがお過ごしですか？

遊んだ後は水分補給や休息をとり、元気に過ごしたいですね。

今回のテーマは、『健康』です。



## 手洗い・うがいで病気対策！

手洗いは、せっけんを使わなくても流水で十分効果はありますが、指と指の間は細菌やウイルスがたまってしまいやすい場所です。洗い終えた後は清潔なタオルで手をふきますが、濡れたタオルは菌が繁殖しやすいので注意が必要です。手洗いができない乳児の場合は、清潔なタオルを濡らし、丁寧にふいてあげましょう。指を口に入れてしまう時期は特に、こまめにふいてあげられるといいですね。

うがいは、3歳ころになると上手にできるようになってきます。外で遊んだ後や食事の前などにうがいをする習慣をつけると、病気対策になりますね。



## 汗は健康のバロメーター！

汗は、子どもの健康を表すサインです。暑いときや運動をしたときに汗は、健康的な汗です。汗には、体温や水分量の調節をしたり、分泌される皮脂から皮膚の表面を守ったりするなど大きな役割があります。適度にクーラーの効いた室内で過ごすことも暑さ対策になりますが、汗をかくことが少ないと、新陳代謝の働きを弱め、低体温を招きます。元気に遊んで汗をたくさんかきましょう。ただし、水分補給はこまめにし、汗をかいた後は着替えて清潔を保ちましょう。



## 睡眠をしっかりとりましょう！

成長ホルモンは、眠っている間に分泌されます。夜更かしをすると、必然的に睡眠不足になってしまい、心身の成長を妨げます。また、睡眠不足になると、疲れやすくなったり、食欲がなくなったり、イライラしたりと、体にとってさまざまな悪い影響が出てきます。一方、早寝をすると、朝自然に目が覚めてゆったりと食事をする時間ももてますし、なにより日中元気に活動できます。また、心地よい疲労感とともに昼寝をし、夕方気分よく過ごすことができます。このように生活リズムを整えることは大切です。健全な成長・発達のために、睡眠時間をしっかり確保しましょう。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

# 納税は、安心・確実・便利な口座振替で！

一度口座振替のお申し込みをしていただければ、翌年もご指定の口座から振替させていただきますので、大変便利です。また、現金を持ち歩く必要もないことから安全です。さらに、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく確実に納税することができます。

収納課 ☎888-1111 (147・148)

## ■ 口座振替のお申し込み方法

町内の銀行・信用金庫・信用組合・郵便局の窓口へ届出印を持参すれば、簡単にお手続きできますので、どうぞご利用ください。（申込用紙は金融機関窓口へ備え付けてあります。）

また、役場・うずら出張所でも銀行等の届出印をご持参いただければ、お申し込みできます。

## ■ 納期限内の納税を

税金は、本来定められた期限までに自主的に納税されなければならないものとされています。税金は、福祉・教育、公共事業や公共サービスなどのために必要不可欠な財源です。

納期限内の自主納税にご協力ください。

## ■ 納税相談を随時受付中

事情があって町税を滞納している、または納期限内に納付できないときなど、収納課では納税に関する相談をお受けしています。分納の相談もしておりますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

**納期限後に納付されるときは、納付までの日数などに応じて延滞金がかかります**

## ■ 延滞金とは

納期限を過ぎてから納付しますと、その遅延した税額および期限に応じて延滞金が加算されます。納期限までに納めた人との公平を保つために、地方税法の規定により本税に加算して徴収するものです。

## ■ 延滞金の徴収について

- 納付された延滞金は、町民税・固定資産税・軽自動車税等の一般税の場合は町の一般会計予算、国民健康保険税の場合は国保特別会計の予算として使われることとなります
- 延滞金の納付がないときは、延滞金の納付書を送付しています。また、分納中のため本税優先で納付されている人の場合、本税終了後に延滞金の請求をすることとなります
- 延滞金だけが未納の場合でも滞納処分の対象となります

## ■ 督促状がコンビニ対応のハガキ様式になりました

納期限までに納税されないときは、督促状を発送します。これまでの金融機関・ゆうちょ銀行に加えてコンビニでも納付できますので、取扱期限を確認のうえ納付してください。

## ■ 督促手数料について

納期限を過ぎると町では『督促状』を発送することとなります。『督促状』が送付された際には、督促手数料（100円）の納付が必要となります。

※納付の確認には日数（7～10日程度）を要するため、行き違いで『督促状』が送付される場合がありますのでご了承ください

# 町税滞納者の財産・給料等を差押しています！

不動産・預金等差押 **872 件**（平成 22 年度実績）

## 本郷地区町界町名地番整理

# 平成 24 年 2 月以降から、 『本郷一丁目～三丁目』 に変わる予定です



「町界町名地番整理事業」（以下「事業」とは、飛び地や複雑に入り組んだ町界・町名・地番を整理し、分かりやすい住所にするために行うものです。

今月号では、本郷地区の事業実施時期とこれからの事業の流れについてお知らせします。

### ■新町界町名は、『本郷一丁目～三丁目』に

本郷地区の新しい町界町名については、昨年度、住民説明会を開催し、地域の皆さまの意見を取りまとめました。その内容を、地区の代表者等からなる推進委員会で慎重に検討いただいた結果、『本郷一丁目～三丁目』とされました。（下記の区域図参照）

この決定を受け、昨年度末の町議会の議決を経て、町界町名を正式に決定しました。

### ■平成 24 年 2 月以降から住所等の表示が変わる予定です

現在、町では本郷地区の事業実施に向け、諸作業を進めているところです。諸作業については、土地・建物の所有者調査、世帯主調査、区域の地番特定や現況調査、新旧対照図、対照表の作成や街区表示板の設置等があります。

また、9月～10月に現地調査を行います。現地調査につ

いては、町指定業者（株日野）が各世帯を訪問する場合があります。調査員は、町発行の身分証明書を携帯しています。ご協力をお願いします。事業の実施時期は、平成 24 年 2 月以降を予定しています。

### ■新旧地番対照図やパンフレット等を配布

事業実施の際には、対象となる地区の皆さまに▽新地番の通知▽町名地番変更のお知らせ▽新旧地番対照図▽住所お知らせ用の無料はがき——等を配布します。

### ■土地・建物を所有の皆さまへ

賃貸建物を所有している人は、新規入居者に町名地番変更が予定されていることをお知らせください。

住みよいまちづくりのため、皆さんのご理解ご協力をお願いします。

## ●本郷地区事業実施後の住所等の表示例

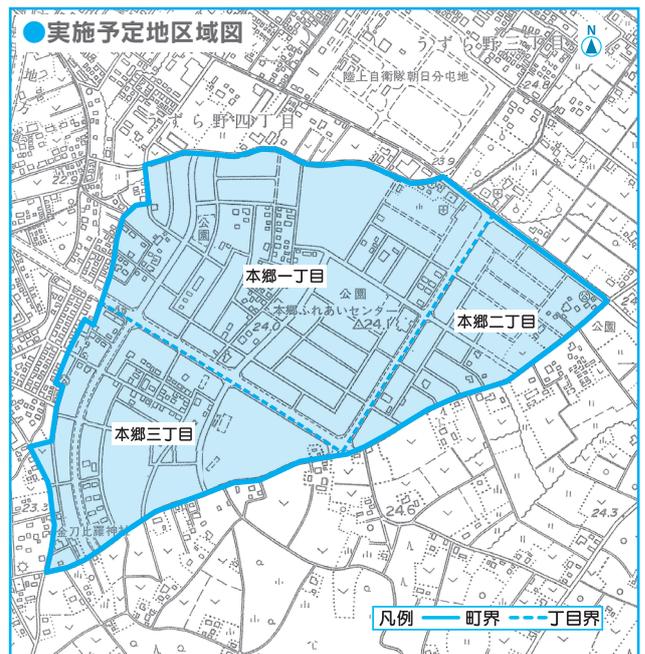
### 変更前

- 【住所】 阿見町大字荒川本郷 2024 番地 1
- 【本籍】 阿見町大字荒川本郷 2024 番地 1
- 【土地の所在】 阿見町大字荒川本郷 2024 番 1
- 【建物の所在】 阿見町大字荒川本郷 2024 番地 1



### 変更後

- 【住所】 阿見町本郷一丁目 11 番地 1
- 【本籍】 阿見町本郷一丁目 11 番地 1
- 【土地の所在】 阿見町本郷一丁目 11 番 1
- 【建物の所在】 阿見町本郷一丁目 11 番地 1



■ ■ ■ ■ ■ 問い合わせ 総務課総務係 ☎888-1111 (215) ■ ■ ■ ■ ■

# みんなで作ろう 安心の街

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

## あなたの愛車狙われてます！

買い物の時に、自動車のエンジンキーを付けたままにしておいたり、ドアロックを忘れたために盗難被害に遭っています。盗難車両は強盗などの二次犯罪に使用されるおそれもあります。盗まれないためには、エンジンキーを抜いて、ドアロックを忘れないことです。

また、窓ガラス等が壊され、車内に置いたバッグや現金が盗まれる事件が発生しています。

### ●主な特徴は

- 破壊用具等を使わず無締まりの車両を物色して犯行に及ぶものが約半数  
⇒カギ掛けが被害防止の第一歩！
- 日中の犯行が半数以上  
⇒日の出から日没1時間後までの日中の犯行が、意外にも半数以上！
- 日中は「幹線道路沿いの商店街・飲食街」で、夜間は「裏通りの住宅街」で多発！  
⇒時間にかかわらず防犯対策を！



### ●予防のポイント

1. 外からバッグ類が見えないようにしましょう
2. 貴重品は身につけて、車内におかないようにしましょう
3. わずかな時間でも、必ずカギをかけましょう。自転車・オートバイは二重ロックすると、盗難予防により効果的です



### ●不審者をみたら 110 番をお願いします

不審者・不審車両等を発見したり、被害にあった際は、すぐに110番通報してください。（皆さんからの早期通報が犯人検挙につながります）

「まさか自分に限って被害に遭うことはない」と思わないで「自分も狙われている」という意識を持ち、注意しましょう！



不安・不審に思った場合には、最寄りの警察署へお電話ください。  
牛久警察署 ☎871-0110

## ひばりくん防犯メール

### ●配信情報

- 犯罪発生情報と防犯対策情報  
空き巣・自転車盗・車上狙い・ひったくりなどの発生情報と防犯情報
- お知らせ情報等  
県警からの地域の安全に関する情報とお願い

### ●受信する地域の選択

- 受信地域（市町村）が1か所または県南全域を選択して登録します（選択した地域以外の情報を送信する場合があります）

### ●登録方法

- 次の登録用のメールアドレスにアクセスしてください  
[[add@mail1.police.pref.ibaraki.jp](mailto:add@mail1.police.pref.ibaraki.jp)] 画面の案内にしたがって登録してください。
- パソコンおよび携帯電話から県警ホームページにアクセスし、「ひばりくん防犯メール」の項目から画面の案内にしたがって登録することもできます

# 企業等の社会貢献活動に関するアンケートを実施しました

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-273)

社会貢献・地域貢献というと NPO 法人やボランティア団体、行政区（自治会）などによる取り組みというイメージが強いかもしれませんが、近年、本来は営利を目的とする企業による社会貢献・地域貢献活動も活発に行われるようになってきました。町としても、このような企業について、共に公共的な課題解決を図るべく活動する重要な主体と位置づけ、その取り組みを後押しできるよう努めているところです。

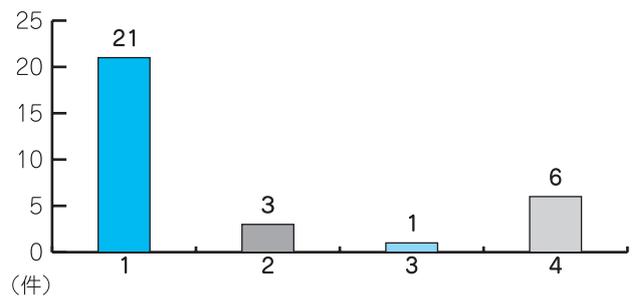
このたびその一環としまして、町内工業団地に所在する企業・事業所の皆さまを対象の中心に、活動状況等把握を目的としたアンケート調査を実施しました。ご協力いただきました皆さまに対しましては心よりお礼申し上げます。なお、集計結果につきましては、町ホームページでも公開を予定しておりますが、ここで一部結果を簡単にご紹介します。

調査期間 平成 23 年 5 月 17 日～6 月 3 日

有効回答数 31 / 77 件 (40.25%)

**問 貴社では、社会貢献活動に取り組んでいますか。下記から一つ選んでください**

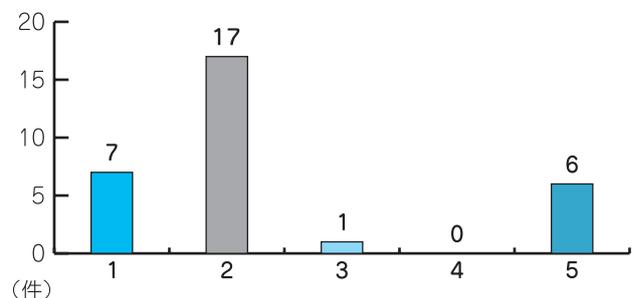
1. 現在、取り組んでいる
2. 過去に取り組んだことがあるが、現在は取り組んでいない
3. 取り組んだことはないが、取り組みについて検討中
4. 取り組んだことがない



取り組みの具体例としては、公道の清掃等の環境美化活動や寄附・募金活動が多くを占めました。

**問 「協働」という考え方に必要性を感じていますか。下記から一つ選んでください**

1. 大いに感じている
2. ある程度感じている
3. あまり感じていない
4. まったく感じていない
5. どちらともいえない



ご回答いただいた多くの町内企業・事業所の皆さまにおいて、町民や行政、企業等さまざまな主体の連携・協力により公共的な課題解決にあたる「協働」という考え方に必要性を感じてくださっていることがわかりました。

これまで町民活動団体・企業等の皆さまの取り組みや「協働」への意識を伺ってきたわけですが、それらの結果を今後の町民活動施策を展開するうえでの参考とするとともに、各活動のマッチングを側面から支援してまいります。

# 平成 23 年度 青少年相談員が 決まりました

問い合わせ 生涯学習課 ☎888-1111 (326)



渡邊 健司  
阿見小学校区



菅野 弘順  
阿見小学校区



鈴木 俊一  
阿見小学校区



酒井 美智子  
阿見小学校区

## 阿見中 学校区



### ■青少年相談員が決まりました

4月1日付で各学区から選ばれた左記の人が、青少年相談員として町から委嘱を受けました。

青少年相談員とは、青少年の健全育成と非行防止を推進するために、青少年に対する街頭での声かけ・相談、町民や店舗に対する「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」などの普及啓発、青少年の安全確保のための巡回活動、また青少年を取り巻く社会環境の浄化などを行う青少年育成者のことです。 ※青少年とは0歳～おおむね18歳です



高島 和廣  
吉原小学校区



青山 茂夫  
吉原小学校区



田村 由美子  
第二小学校区



高橋 正昭  
第二小学校区



佐藤 猛彦  
阿見小学校区



廣瀬 栄一  
本郷小学校区



坂本 敬持  
本郷小学校区



南雲 せつ子  
本郷小学校区



若泉 徳士  
本郷小学校区



袴田 英也  
本郷小学校区



川崎 行雄  
本郷小学校区



小林 実  
本郷小学校区

## 朝日中 学校区



山崎 芳文  
第一小学校区



岩本 豊子  
第一小学校区



下仲 清一  
第一小学校区



米川 幸雄  
第一小学校区



新井 忠雄  
第一小学校区

## 竹来中 学校区



中島 佳男  
実穀小学校区



福岡 祐一  
実穀小学校区

相談員  
の氏名  
(敬称略)

担当小  
学校区



廣瀬 毅  
舟島小学校区



吉田 清  
舟島小学校区



柳生 正己  
舟島小学校区



東 みさ子  
君原小学校区



小松沢 茂雄  
君原小学校区



松本 則男  
君原小学校区



福島 新樹  
第一小学校区

# 図書館へようこそ!

**開館時間**

火～金曜日/午前 9 時～午後 7 時  
 ※土・日・祝日は午後 5 時まで  
 問い合わせ ☎ 887-6331

町立図書館は、どなたにでもご利用いただける、町の生涯学習施設です。地域のみなさんの心と生活の豊かさと、町の活性化のための活動を支援しています。中央公民館と同じ敷地内にあり、交通も至便な場所で広い駐車場も完備しています。まだいらしたことがない人も、どうぞお気軽に図書館へお出かけください。



## ■図書館ってどんなところ?

図書館では、約 14 万冊 (!) ある図書や雑誌・視聴覚資料 (CD や DVD) などを、無料で閲覧したり借りたりすることができます。図書館のホームページ ([http://www.town.ami.ibaraki.jp/toshokan/ami-library\\_index.htm](http://www.town.ami.ibaraki.jp/toshokan/ami-library_index.htm)) でも、簡単に図書や CD の検索ができますので、一度のぞいてみてください。

### ▼ 2011 年上半期の人気図書は !?

今年みなさんによくご利用いただいている図書や雑誌をご紹介します。ご利用の参考になさってください。

一般向け/小説・エッセイ	
単行本	文庫本
KAGEROU (齋藤智裕著 ポプラ社)	居眠り磐音江戸双紙 シリーズ (佐伯泰英著 双葉社)
1Q84 BOOK1～3 (村上春樹著 新潮社)	白銀ジャック (東野圭吾著 実業之日本社)
聖女の救済 (東野圭吾著 文藝春秋)	古着屋総兵衛影始末 シリーズ (佐伯泰英著 新潮社)
一般向け/その他	
雑誌	
うちの3姉妹 シリーズ (松本ぷりっつ著 主婦の友社)	クロワッサン (マガジンハウス)
体脂肪計タニタの社員食堂 シリーズ (タニタ著 大和書房)	婦人公論 (中央公論社)
図説地図とあらすじでわかる! 続日本紀と日本後紀 (中村修也著 青春出版社)	ESSE (扶桑社)
児童向け	郷土資料
ウサコフレンズ シリーズ (学研)	ラーメンマップ茨城 (茨城ラーメン探検隊著 幹書房)
かいつつソロリ シリーズ (原ゆたかさく・え ポプラ社)	阿見町史 (阿見町史編さん委員会編 阿見町)
ミッケ! シリーズ (ウォルター・ウィック写真 小学館)	水戸・つくば・土浦上等なランチ (ジェイアクト著 メイツ出版)

## ■読書のほかにもいろいろな企画にご参加いただけます



▲「かい」えんぴつ画展より

図書館やボランティア団体、地域のみなさんが企画したさまざまな企画やイベントに参加できます。『広報あみ』お知らせ版の「図書館だより」でも、毎月のイベントをご紹介しますのでそちらもご覧ください。

- ▼講演会や講座・教室 夏休みや生涯学習フェスティバルに合わせて、さまざまなイベントを企画しています
- ▼乳幼児向け読み聞かせ ボランティアのみなさんが、毎月第 1 日曜日 (かみしばい) と毎週火曜日 (絵本の読み聞かせ) に、読み聞かせをしています。赤ちゃんからご参加いただけます
- ▼ギャラリー展示会 地域のみなさんが創作した作品を展示しています。絵画や写真などの展示会が 2 階ギャラリーで行われています

## よくあるご質問

- Q. さわやかセンターの 4 か月児健診で、ブックスタートの絵本をもらいました。絵本に興味があるようなので、赤ちゃんのための絵本を図書館に借りに行きたいのですが、子どもを連れて行って騒いだら…と思うと心配です
- A. 赤ちゃんも大歓迎です、どうぞいらしてください。ほとんどの赤ちゃんは、絵本を読んでもらっている間は、驚くほど静かに聞き入っています。ご心配なさらずにまずいらしてみてください。児童図書コーナーの中ほどに赤ちゃん絵本を集めてあります。近くにソファもありますので、お子さんが気に入る本をご一緒にゆっくりお選びいただけます。また、エントランスの特別選書コーナーには、おすすめの赤ちゃん絵本を展示しています。お急ぎのときはこちらのご利用も便利です

図書館利用についてご不明な点は、お気軽に図書館にお問い合わせください

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう

# きれいなまちづくり

環境政策課 ☎888-1111 (127)

## 環境保全阿見町民会議表彰

環境保全に多大な貢献をされた団体・個人への表彰状の授与が、環境保全阿見町民会議総会において行われました。各行政区の区長さんからの推薦と環境保全阿見町民会議の運営委員会による慎重な審議の結果、4団体6人の皆さんが受賞されましたので、ご紹介いたします。



### ◀『下小池上坪草の会』の皆さん

下小池田園センター周辺の草刈り・清掃活動を行っています。草刈りは、環境に考慮して除草剤を使わず、できる限り手作業で行っています。



▲山口きみ子氏  
岡崎区全域のごみ集積所の清掃活動等を行っています。



▲芦田衛氏  
君島鹿島神社境内の清掃活動を積極的に行っています。



### ◀『中郷東老人クラブ長寿会』の皆さん

中郷東地区内の草刈り・ごみ拾い・ごみ集積所の維持管理等を行っています。また、不適正なごみ出しをする人に対して指導を行っています。



▲中島章氏  
五本松児童公園の清掃活動を行っています。



▲内田猛氏  
塙区内の草刈り・通学路整備等を行っています。



### ◀『筑見シルバークラブ』の皆さん

実穀近隣公園の草刈り、『筑見あすなろ子供会・育成会』との花壇作り、分別収集活動を行っています。



▲横井孝史氏  
島津のりの社の里親として清掃活動を行っています。



▲中山茂氏  
道路に堆積した土の除去等を率先して行っています。



### ◀『筑見あすなろ子供会・育成会』の皆さん

『筑見シルバークラブ』とともに、花壇作り・花壇の管理・リサイクル活動を行っています。

受賞者の皆さん、いつも住みよい『きれいなまちづくり』のためにご尽力いただきありがとうございます！

# まちの できごと



6月2日

**シニア阿見 野球大会で優勝**  
5月10日から栃木県で開催された『生涯野球2011』に出場した『シニア阿見』チームが、70歳クラスのBブロックで優勝し、天田町長へ報告のため来庁されました。また、個人賞として、最優秀選手に吉田幹雄さん、優秀選手に飯田昌克さん、優秀監督賞に柴沼功さんがそれぞれ選ばれました。



6月19日

**国道125号バイパス ボランティアで清掃**  
地元ボランティア・陸上自衛隊曹友会・UR都市機構の皆さんや、町職員互助会により、国道125号バイパス沿道（竹来下）県道竜ヶ崎阿見線バイパス）の清掃活動が実施されました。  
この活動により、沿道の美化が図られるとともに、子どもたちにとっても安全に通学できる歩道となりました。

**福島県から避難者の受け入れを実施**  
町では、4月から5月末まで福祉センターまほろばにおいて、福島県からの6人の避難者を受け入れました。  
避難者に対して、NPOによるマッサージや、個人による陶芸教室・そば打ち・音楽演奏などがボランティアで行われました。また、区長会役員と島津地区有志の人で、避難者を招待して懇談会を実施しました。  
避難者が仮設住宅や民間の住宅に入居されたことにより、5月末で避難所を終了しました。

**女優たちによる朗読 『夏の雲は忘れない』開催**  
7月3日（日）に、本郷ふれあいセンターにおいて、ヒロシマ・ナガサキの原爆をテーマにした朗読『夏の雲は忘れない』が開催されました。  
300席の会場は満席になり、6人の女優とともに町内在学の中学生・高校生5人（写真）も出演者として参加しました。スクリーンに映し出された原爆の映像と朗読により、命の尊さや平和の大切さを訴え、会場の皆さんの涙を誘いました。



◀ マッサージ中の様子

▼ 陶芸教室実施中の様子



7月3日



〈広告欄〉

**住まいのことなら美都住建へ**

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許（般-19）第22375号 【本社】阿見町美穀 1283-10  
**(株)美都住建** TEL.029-842-7196  
【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

**リフォームのことなら 増改築相談員がいる当店へ!!**

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...  
費用はどれ位かかるんだろう...など  
住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。  
増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

美しいデザイン・雨音が静か  
丈夫で優れた耐久性  
リフォームにも最適  
詳しくはお問合せ下さい。

茨城県知事免許 (3) 第5548号  
**(有)美都ツ和** 阿見町中央 1-5-32  
TEL.029-891-2200

# 体協だより

## 合気道教室

合気道に興味のある人、初心者の人大歓迎です。

- ▶期日 9月2日(金)～10月7日(金)  
毎週火・金曜日の計10回
- ▶時間 午後7時30分～8時30分
- ▶場所 竹来中学校武道場
- ▶募集人数 20人
- ▶参加料 ▼大人:1,600円(傷害保険料) ▼小人:600円(傷害保険料)
- ▶指導者 町体育協会合気道部
- ▶その他 運動できる服装(ジャージ等)
- ▶問合せ 町体育協会事務局 ☎888-1111 (340)

## 各種大会の結果(敬称略)

### ●AMI Jr.CUP U10 大会

期日	3月5日(土)・6日(日)
場所	総合運動公園フットサル場
成績	▼Dブロック▼優勝:阿見FC・B▼準優勝:牛久二小SSS ▼3位:東光台SC

### ●春季県南子ども野球大会

期日	5月7日(土)
場所	総合運動公園町民球場
成績	▼準優勝:竹来ジュニアスターズ(阿見町)



▲竹来ジュニアスターズ

### ●春季町民弓道大会

期日	4月10日(日)
場所	阿見中学校弓道場
成績	▼優勝:石島凡子▼準優勝:河合徹▼3位:馬場之雄 ▼射詰賞:山崎亜紀

### ●AMI Jr.CUP U9 大会

期日	5月14日(土)・15日(日)
場所	総合運動公園フットサル場
成績	▼Cブロック ▼3位:阿見FC

### ●春季テニス大会

期日	5月15日(日)
場所	総合運動公園テニスコート、県立医療大学テニスコート
成績	▼男子シングルス(一般の部):▼優勝:藤田宏之▼準優勝:間中昭広▼3位:小林亮、矢口賢二 ▼男子シングルス(シニアの部):▼優勝:小林尚武▼準優勝:喜志務▼3位:坂井義和、増田憲司 ▼女子ダブルス(1位・2位トーナメント):▼優勝:手束睦子・喜瀬恵子▼準優勝:上方美貴子・鈴木啓子▼3位:小川克子・佐々木三智、木下加代子・大島あい ▼女子ダブルス(3位・4位トーナメント):▼優勝:リー恵美子・増田康子▼準優勝:日置安代・川添恵美子▼3位:野口むつみ・野口奈央、大宮あけみ・水上芳乃

### ●阿見スポーツ吹矢大会

期日	5月22日(日)
場所	阿見小学校体育館
成績	▼Aクラス▼優勝:中島純代▼準優勝:秋本規▼3位:宮崎武 ▼Bクラス▼優勝:佐々木源悦▼準優勝:高安延四郎▼3位:隈内春子

### ●春季町民ソフトボール大会

期日	5月22日(日)・6月5日(日)
場所	総合運動公園・阿見第二小学校
成績	▼Aブロック▼優勝:濱水▼準優勝:岡崎ソフトボールクラブ▼3位:筑見ソフトボールクラブ、ツムランソフトボールクラブ ▼Bブロック▼優勝:SSクラブ▼準優勝:のんきー▼3位:グランドスラム、サンアップソフトボールクラブ

### ●阿見GGクラブ杯第24回競技大会

期日	5月26日(木)
場所	総合運動公園陸上競技場
男子	▼優勝:坂口四郎▼準優勝:古川敏男▼3位:小室末吉▼4位:斉藤新平▼5位:萩原静司
女子	▼優勝:野沢和子▼準優勝:柳生よしひ▼3位:折井侑子▼4位:本橋綾子▼5位:田辺文子

### ●春季町民バレーボール大会

期日	5月29日(日)
場所	町民体育館
成績	▼優勝:つくみ▼準優勝:サンクラブA▼3位:ネイバーズ、ミッキー

### ●阿見パークゴルフ設立記念大会

期日	6月1日(水)
場所	小貝川ふれあい公園(下妻市)
成績	▼優勝:小室末吉▼準優勝:黒田忠宏▼3位:飯島和夫 ▼ホールインワン賞:大内恵子、小室末吉

## 問い合わせ

町体育協会事務局(生涯学習課内)  
☎888-1111 (340)

〈広告欄〉

## 夢実現を応援する青春の学舎

＜オープンスクール＞ 7月29日(金) 7月30日(土)  
8:30AMより本校にて 8月6日(土) 8月25日(木)  
※8月25日は部活動体験会

## 霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地  
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380  
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

## たくましさと優しさを共に育てる。

＜オープンスクール＞ 8月20日(土)  
10:00AMより本校にて  
※本校ホームページよりお申し込み下さい。

## 霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地  
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016  
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

# お知らせ

Information

## 新しい民生委員・児童委員を紹介します

前任委員の退任に伴い、新しい民生委員・児童委員が7月1日付けで委嘱されました。



岩下 公  
白鷺団地



鵜沢 昭三郎  
大形

▼問合せ 社会福祉課社会福祉係 ☎ 8 8 8 - 1 1 1 1 (163)

## 離乳食もぐもぐ教室参加者募集

▼期日 9月2日(金)

▼時間 午前9時30分～正午(受付:9時～9時20分)

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼対象 8～15か月になる子とその保護者 ※対象月齢以外の人はお問い合わせください

い。以前、標記もぐもぐ教室に参加した人は不可

▼内容 9～18か月ごろの離乳食について講義・実習・試食

▼募集人数 20人(定員で締切)

▼持参品 母子健康手帳・筆記用具・エプロン・三角きん・ふきん1枚・スリッパ・バスタオル・お気に入りのおもちゃ・飲み物(親子ともに)・ごつくん

教室参加者は配布したテキスト・おんぶひも

▼申込期間 8月22日(月)～26日(金)まで

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼申込・問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 8 8 8 - 2 9 4 0

## 『弁護士による無料法律相談会』開催

町消費生活センターでは、消費生活に関する相談や多重債務などでお困りの人を対象に、無料法律相談会を開催します。

当日は、弁護士と消費生活相談員が同席して相談に応じます。

す。相談料は無料ですので、この機会にお気軽にご相談ください。

▼期日 9月15日(木)

▼時間 午後1時～4時(1人30分程度・予約制)

▼場所 役場3階302会議室

▼対象 原則、町内在住・在勤の人。次のいずれかに該当する場合、受付できません

▼現在調停または裁判中の人

▼募集人数 4人(定員で締切)

▼申込方法 電話または直接左記へ申し込む

▼申込・問合せ 町消費生活センター ☎ 8 8 8 - 1 8 7 1

※土・日・祝日を除く午前9時～正午および午後1時～4時

## 『介護者交流会』参加者募集

在宅で高齢者等を介護している人を対象に、交流会を実施します。

▼期日 8月24日(水)

▼時間 午前11時～午後2時30分

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 『園芸療法について』(講義と体験)

▼講師 毛利ユカ氏(いばらき園芸療法研究会会長)

▼参加料 200円

▼申込期間 8月22日(月)まで

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 町社会福祉協議会 ☎ 8 8 7 - 1 0 0 8 4

## 『介護教室』受講生募集

前回好評だった年金について、1回ではお伝えしきれなかった内容を盛り込んで第2弾として開催します。また、身寄りのない人に対して今後の需要が期待される身元保証についてもこの機会に学んでみませんか。

▼期日 ①8月29日(月)②9月1日(木)

▼時間 午後2時～4時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 ①老後を支える公的年金第2弾②身元保証について

▼講師 ①野口孝雄氏(社会保険労務士)②青木規幸氏(一般社団法人しんらいの会理事長)

▼対象 町内在住・在勤で、介護に関心のある人ならどなたでもご参加いただけます

▼募集人数 各30人程度

▼参加料 無料

▼申込期間 8月19日(金)まで

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼問合せ 町地域包括支援センター ☎ 8 8 7 - 1 8 1 2 4

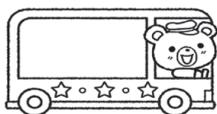
〈広告欄〉

## 阿見みどい幼稚園

## ★入園説明会のご案内★

9月6日(火) 10:30～12:00

・対象園児・・・3年保育 (H20.4.2～H21.4.1生)  
2年保育 (H19.4.2～H20.4.1生)



皆様のお越しをお待ちしております。尚、当日ご都合の悪い方はご連絡下されば募集要項をお送り致します。

★終了後は自由にご見学下さい。 ★上履きをご持参下さい。 ★連絡先 ☎ 887-7471

# お知らせ

Information

あなたの家は大丈夫？

## ■わが家の耐震診断

町では、木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強い安全なまちづくりを目指すため、平成18年度から『町木造住宅耐震診断士派遣事業』を実施しています。

▼対象建築物 ▼昭和56年5月以前に建てられた木造住宅▼  
在来軸組構造または枠組工法で建てられた3階建て以下の住宅

▼対象者 ▼対象建築物を所有し、自らが居住している人▼  
町税等を滞納していない人

▼個人負担 1棟あたり50,000円

▼診断方法 診断士と訪問日を決めし（調整により土・日も可）、決められた日に家の中と外まわりを調査する

▼申込期間 8月1日（月）～10月31日（月）まで

▼申込方法 申込用紙（都市計画課、各公民館・ふれあいセンター、うずら出張所に備え付け）に必要事項を記入し、

直接左記へ申し込む

## ▼セールスに注意

この事業は、派遣決定通知書を受け取った人以外に町が診断士を派遣することはありません。近年、国や自治体の名目で耐震診断を行い、法外な改修費を請求するなどの事例が見受けられますので、十分ご注意ください。

▼問合せ 都市計画課建築係 ☎ 888-1111（246）

## ■「霞ヶ浦ふれあいフェスタ」開催

▼期日 8月7日（日）

▼時間 午前9時30分から

▼場所 霞ヶ浦ふれあいランド（行方市）

▼内容 ▼水の体験イベント（水と遊ぶコーナー・霞ヶ浦湖上観察など）▼水に関するワークショップ（おもしろ理科先生・ボルヴィック「お水の教室」）▼霞ヶ浦まるごとグルメフェア

▼問合せ 県地域計画課 ☎ 029-301-2720

## ■水道課から

### ●水道加入分担金の軽減期限が今年度末までとなっています

町水道課では、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの新規加入者に対し、加入分担金を30,000円軽減しています。現在水道が未整備の宅地にあっては、前面道路（公道）に配水管が整備された翌年度から2年以内に新規加入された人が対象となります。町の水道普及率は平成22年3月末時点で80.6%です。これは、全国平均97.5%、県の普及率92.3%と比較しても低い状況となっています。この機会にぜひ、町水道への加入をご検討ください。

#### ▼加入分担金の額

メーター口径	加入分担金	軽減額	軽減後分担金（消費税込）
13mm	40,000円	30,000円	10,000円（10,500円）
20mm	80,000円		50,000円（52,500円）
25mm	150,000円		120,000円（126,000円）

※メーター口径が30mm以上の場合でも30,000円の軽減になります

※町水道を利用する場合は、加入分担金以外にも取出工事に要する費用や宅地内工事に要する費用、そのほか諸手数料等が必要になります

### ●一定の要件を満たした私道路の水道管を整備します

水道の利用促進を図るため、次の要件を満たす私道路に対して水道配水管を設置することにしました。▶私道路部分が分筆されている▶設置および維持管理が可能な幅員である▶私道路の一方が整備された公道に接している▶2戸以上の家屋が水道を利用する▶水道管を布設する土地の無償使用について、権利者の承諾が得られている▶私道路隣接者の同意が得られている—などです。

整備には、必要書類を添付した申請が必要となります。また、町の整備した配水管から各戸の取出工事には別途工事費および諸手数料が必要となります。詳細については、水道課までお問い合わせください。

●問合せ 水道課工務係（町水道事務所内）☎ 889-5151

〈広告欄〉

## 平成24年度 園児募集のご案内

- 願書配布 9月1日（木）～
- 公開保育 9月13日（火）午前10時30分～11時30分
- 願書受付 10月1日（土）午前8時30分～

 ふたば幼稚園 

阿見町岡崎3-2-1 ☎ (887) 0055

こどもたちは未来



 働くママ ☎ 応援します。 

☆預かり保育あり（午前8時～18時15分）

### ■空き地の雑草を刈り取りましょう！

空き地は原則、その土地所有者の責任で管理していただきます。雑草が生い茂ると景観が損なわれるだけでなく、害虫発生・不法投棄・犯罪・火災等が起こりやすくなります。日ごろから適正な管理をお願いします。

町では、町民から雑草に関する苦情が寄せられた場合、職員が現場を確認し、その土地所有者に対して雑草の刈り取り依頼の通知を出しています。通知が届いたら速やかに除草をお願いします。

個人で刈り取った雑草は、直接霞クリーンセンターに持ち込むか、燃えるごみ専用袋に入れて所定のごみ集積所に出してください。一度に大量の刈り取った雑草を集積所に出すと回収しきれない場合がありますので、その場合は直接霞クリーンセンターに持ち込んでください。また、野外での焼却行為は禁止されていますので、刈り取った雑草は燃やさないでください。

▼問合せ 環境政策課 ☎ 888-1111 (127)

### ■身体障害者のための無料結婚相談・各種相談

社団法人県身体障害者福祉協議会では、県からの委託・補助を受けて、身体に障害のある人がよき配偶者に恵まれ幸せな結婚ができるように、無料の「結婚相談」や、就労や生活上の全般の相談を受ける「総合相談所」を開設しています。

「結婚相談」は、結婚を希望する身体障害者や身体障害者との結婚を希望する健常者に結婚登録をしていただき、その後に交流会・見合いの場を設定し、自由交際後に婚約という流れで進められます。また、「各種相談」は、身体障害者の就労問題をはじめ生活全般の問題について相談にのり、適切なアドバイスや相談内容に応じて必要な支援制度・機関を紹介しています。

▼相談日時 毎週月曜日から金曜日の午前10時～午後3時  
(土・日・祝日、年末年始は除く) ※結婚相談は要予約

▼問合せ (社)県身体障害者福祉協議会 ☎ 029-243-7010 ㊟ 029-243-7490

### ■牛久警察署から

#### ●夏季における犯罪抑止活動

7月1日(金)から8月31日(水)までの62日間は、「防犯は鍵かけ 声かけ 心がけ」をスローガンに夏季における犯罪抑止活動期間となっております。

県民一人ひとりが犯罪を防

止する意識を高め、地域ぐるみ・職場ぐるみでの自主的な防犯活動を広く県民運動として推進し、犯罪の起こりにくい環境づくりを努めることにより、安全で安心できる地域社会の実現を図ることを目的に実施します。

#### ●警察官採用試験(第2回)

県警察では、平成24年に採用する警察官を募集しています。

▼受験資格 昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人(平成24年3月31日までに卒業見込みの人を含む)、または、人事委員会がこれと同等と認める人

▼受付期間 持参・郵送: 8月17日(水)まで  
▼電子申請: 8月15日(月)午後5時まで  
▼試験期日 9月18日(日)(一次試験)

▼その他 案内・申込書を配布中  
▼問合せ 牛久警察署 ☎ 871-0110

### ■放送大学10月生募集

放送大学では、平成23年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。

放送大学は、テレビ等の放送を利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。働きながら

学んで大学を卒業したい人や学びを楽しみたい人など、さまざまな目的で幅広い世代・職業の人が学んでいます。

15歳以上の人なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。18歳以上の大学入学資格をお持ちの人なら、学力試験なしに全科履修生として入学でき、4年以上在学して124単位を修得して卒業すると、学士(教養)の学位を取得できます。また、1つの分野を体系的に学びたい人には「放送大学エキスパート」を実施しています。

▼出願期間 8月31日(水)までは左記まで  
▼その他 資料の請求(無料)

▼問合せ 放送大学茨城学習センター ☎ 029-2228-0683

### 阿見棋友会から

#### ■「納涼将棋大会」参加者募集

▼期日 8月28日(日)  
▼時間 受付: 午前9時から  
▼対局: 10時から 解散: 午後5時

▼場所 中央公民館2階和室  
▼参加料 一般: 1500円  
▼会員: 1000円 中学生以下: 600円(食事代含む)  
▼問合せ 阿見棋友会 野口 ☎ 887-6581

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

## 広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中  
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

皆様にご満足いただける「本格派書店」を目指します。

## 震災後休業していましたが・ 7月29日(金)再オープン オークブックセンター阿見店

平日10時～21時 土日祝9時30分～21時  
カスミフードスクエア阿見店(R125号バイパス沿い) 2階  
稲敷郡阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 <http://www.oaksbc.co.jp>

# 8月15日(月)は無料で開館します

## ●第1回特別展『土門拳のまなざし—戦中戦後と“幻”の写真』

「写真の鬼」と呼ばれた土門拳の写真展。“幻”の予科練の写真も一堂に会します。

**開催日時** 7月28日(木)～10月30日(日) 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) / 月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館) ※8月15日(月)は開館します

**観覧料** ▼特別展のみ: 大人200円(160円)、小中高生100円(80円) ▼常設展とのセット券: 大人600円(480円)、小中高生350円(280円) ※ ( )内は20人以上の団体料金

**場 所** 予科練平和記念館 20世紀ホール

※終戦記念日のため、8月15日(月)は開館します。  
観覧料は常設展・特別展とも当日のみ無料です

## ●8月のイベント

### ▼ギャラリートーク

学芸員が写真のエピソードも交えながら特別展をご案内します。

**日 時** 8月6日(土) 午後2時30分から

**参加料** 無料 ※特別展のみまたは常設展とのセット券が必要です

▶予科練卒業写真



▶幻め



## ※8月7日(日)学習会～戦跡を巡る～参加時の注意

参加確定の連絡があった人は、当日の午前9時20分までに予科練平和記念館正面入口に集合してください。雨具・帽子・飲み物の準備をお願いします。

## ●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

## ●定例相談●

**人権相談／行政相談** 日時:8月4日(木)9月1日(木)

午前10時～午後3時 / 場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(216)

**子育て相談** 日時:月～金曜日午前9時～午後4時 /

場所:中郷保育所内 / 訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

**教育相談** 日時:火～金曜日午前9時～午後3時 /

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

**心配ごと相談** 日時:水曜日午後1時～4時 / 弁護士

相談:月1回午後1時～3時30分 [毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約] / 場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

**結婚相談** 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時 /

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

**高齢者総合相談** 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時15分 / 場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

**消費者相談** 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時 / 場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

**交通事故相談** 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分 / 弁護士相談:水曜日午後1時～4時 [要予約] / 場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

## ●人口と世帯●

●総人口 47,912人 (+ 31) ▽常住人口ベース

●世帯数 18,132世帯 (+ 23) ▽ ( )内は前月比 (7月1日現在) ▽総務課調べ

※『人口と世帯』に平成22年10月に行われた国勢調査の速報値の結果が反映されています

### 8月の納税等

町県民税(2期)  
国民健康保険税(3期)  
後期高齢者医療保険料(2期)  
介護保険料(3期)  
納期限 8月31日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 9月の納税等

国民健康保険税(4期)  
後期高齢者医療保険料(3期)  
納期限 9月30日(金)

### 交通事故発生状況 6月(前月比)

消防本部調べ	軽 傷	9人 (- 5)
出場件数 11件 (- 3)	中 傷	2人 (+ 1)
	重 傷	0人 (- 1)
※救急車の適正な利用を お願いします	死 亡	0人 (± 0)
	合 計	11人 (- 5)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店